

太陽光発電設備等共同購入推進事業・福岡カーボンクレジット
活用促進事業の広報業務委託に係る企画提案公募実施要領

本実施要領は、福岡県が実施する「太陽光発電設備等共同購入推進事業」及び「福岡カーボンクレジット活用促進事業」の広報業務（以下、「本件実施業務」という。）の受託予定者を選定する企画提案公募に関し、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務の概要

(1) 業務名

太陽光発電設備等共同購入推進事業・福岡カーボンクレジット活用促進事業の広報業務

(2) 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

(3) 業務内容

別添「太陽光発電設備等共同購入推進事業・福岡カーボンクレジット活用促進事業の広報業務委託に係る仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりとする。

(4) 委託額の上限

8, 415, 000円以内（消費税及び地方消費税込み）

2 応募資格

- (1) 福岡県内に事業所（本社又は支社等）を有していること。
- (2) 仕様書に基づく業務を遂行するに十分な能力及び実績を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しないこと。
- (4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でない者。
- (5) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）第2条第1号、第2号若しくは第3号の規定に該当し、又は同条例に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 公募スケジュール

- (1) 企画提案参加申請書及び質問の受付：令和6年3月29日（金）17時まで
- (2) 企画提案書の受付：令和6年4月11日（木）17時まで
- (3) 企画提案内容の審査：令和6年4月中旬（予定）

- (4) 審査結果の通知：令和6年4月中旬（予定）
- (5) 受託予定者との協議及び契約締結：令和6年4月下旬（予定）

4 企画提案参加手続き

(1) 企画提案参加申請の提出

企画提案公募に参加を希望する場合は、以下により「企画提案参加申請書」（別紙1）を提出すること。

ア 提出期限

令和6年3月29日（金）17時必着

イ 提出方法

「10 問い合わせ先」に記載の部局へ持参、メール、FAX又は郵送により提出すること。

※持参の場合の受付は、土日祝日を除く9時から17時までとする。

※メール又はFAXで提出する場合は、その旨の電話連絡を行うこと。

ウ 参加の辞退

企画提案参加申請後に参加辞退を行う場合は、「辞退届」（別紙2）を「4（1）イ 提出方法」と同様の方法で提出すること。

(2) 企画提案書の提出

ア 提出書類

- ① 太陽光発電設備等共同購入推進事業・福岡カーボンクレジット活用促進事業の広報業務に係る企画提案応募書（別紙3）
- ② 企画提案書（任意様式）

※提出書類作成上の注意

- ・「6 企画提案書の作成」や仕様書を参照の上、作成すること。
 - ・業務の実施方針、実施内容、実施スケジュール等を明らかにすること。
 - ・提出書類の用紙はA4版を使用すること（表等については、A3版も使用可）。
 - ・使用言語は、日本語とすること。
- ③ 添付書類
 - ・定款又は寄附行為（法人格を有していない場合は、規約等これに類する書類）
 - ・財務諸表等応募者の直近の経営状況を確認できる書類
 - ・応募者の事業内容を確認できる資料（パンフレット等）
 - ・その他提案を説明するのに必要な書類

イ 提出部数

正本1部、副本4部

ウ 提出期限

令和6年4月11日（木）17時必着

（提出書類の内容に不備があった場合であっても、補正後の提出期限は令和6年4月11日（木）17時までとする。）

エ 提出方法

「10 問い合わせ先」に記載の部局へ持参又は郵送により提出すること。

※電子メール又はFAXでの提出は認めない。

※封筒の表に「企画提案応募書類在中」と記載して提出すること。

※持参の場合の受付は土日祝日を除く9時から17時までとする。

5 企画提案公募に関する質問の提出

企画提案公募に関する質疑がある場合は、事業者名、担当者名及び電話番号を明記した質問書（任意様式）を提出すること。

（1）質問提出期限

令和6年3月29日（金）17時必着

（2）提出方法

「10 問い合わせ先」に記載の部署へメールにより提出すること。

※電子メールの表題は、「太陽光発電設備等共同購入推進事業・福岡カーボンクレジット活用促進事業の広報業務に係る企画提案公募に関する質問」とすること。

※メール又はFAXで提出する場合は、その旨の電話連絡を行うこと。

（3）質問への回答

質問内容とその回答については、質問提出期限後に「企画提案参加申請書」（別紙1）を提出した者全員（辞退者を除く。）に対しメールで通知する。

ただし、質問の内容が軽微な場合や、質問者の具体的な提案内容に密接に関わる場合等においては、質問者に対し個別に回答することがある。

6 企画提案書の作成

提案対象となる業務内容について、「7（3）審査基準」を踏まえて、「6 企画提案書の作成」を参考に企画提案書を作成すること。

※様式は任意。

- (1) 企画案の内容
 - ・各広報対象事業ターゲットの定義の仕方とその媒体を選択した理由
 - ・選択した媒体の特長
 - ・広報の実施により見込まれる効果とその根拠
 - ・独自提案がある場合は、その効果と根拠 など
- (2) 所要経費

提案した企画案実施のための必要経費について、内訳付の見積書
- (3) 工程表

各月における業務計画を明示したスケジュール
- (4) 実施体制

業務の実施体制

※役割分担、委託する場合は委託予定先や内容などを含む。
- (5) 事業実績

本件実施業務と同等又は類似の事業実績

※実績等については、事業期間中のものも可能とする。

7 提案企画等の審査

(1) 審査機関

本件業務受託予定者（以下「受託予定者」という。）の選定は、福岡県が設置する選定委員会により行う。

(2) 選定方法

企画提案書の内容のほか、必要に応じて実施するプレゼンテーション・ヒアリング内容を総合的に勘案し、最も優秀な提案を行った者を事業実施者に選定する。

ただし、最低基準を満たさない提案は、選定の対象としない。

なお、審査にあたりプレゼンテーションやヒアリングを実施する場合は、日時等、別途通知する。

(3) 審査基準

企画提案書類等について、以下の項目を総合的に審査し、評価する。

項目		内容
①事業主体	事業実績	・本件実施業務と同等又は類似の事業実績はあるか
②事業計画	実施体制	・本件実施業務を確実かつ効率的に実施できる体制であるか

	工程表	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書の事業スケジュールに合致しているか ・実効性のある現実的な内容であるか
	所要経費	<ul style="list-style-type: none"> ・所要経費の積算根拠や金額は妥当で、費用対効果に優れているか
③企画提案	広報効果	<ul style="list-style-type: none"> ・各広報対象事業のターゲットに対し、十分な分析のもと媒体を選定しているか ・ウェブ広告等の手法や効果測定方法について、十分な根拠があり、高い効果が期待できるか

(4) 応募者なし又は応募者が1者の場合の取扱い

上記4（2）ウの期限までに企画提案書の提出がなかった場合には、公募を中止し、業務内容等を再検討する。

企画提案書を提出した者が1者であった場合にあっても、上記7（1）～（3）の方法に従い審査を行い、審査結果において最低基準を満たす場合は、当該企画提案を行った者を受託予定者とする。

(5) 評価が同点の場合の取扱い

企画提案者が複数あり、評価が同点の場合は、選定委員会において、いずれの者を受託予定者とするかを決定する。

(6) 選定結果の通知と公表

審査結果については、審査後速やかに企画提案者に通知するとともに、福岡県のホームページで公表する。

8 契約の締結等

(1) 仕様書の確定

仕様書には必要に応じて受託予定者による企画提案内容を反映させることとし、福岡県と受託予定者との協議の上で本件業務委託に係る仕様書を決定する。

(2) 見積書の提出

福岡県は、仕様書確定後、別途指定する期限までに受託予定者に対し見積書を提出させる。

(3) 契約の締結

受託予定者による見積金額に100分の110を乗じた額が予定価格の範囲であった場合、速やかに福岡県と受託予定者との間で本件業務委託に係る契約を締結する。

なお、この契約締結に要する費用は、本件業務受託者（以下「受託者」という。）の負担とする。

(4) 契約保証金

受託者は、契約締結に当たり、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第170条各号に該当する場合を除き、同第169条第1項の規定による金額を契約保証金として福岡県に納めること。この契約保証金は、業務が支障なく履行されたときは全額返還する。

(5) 委託料の支払

委託料は、精算払とする。

(6) 再委託の制限

受託者は、本件業務の全部を第三者に委託してはならない。

受託者は、本件業務の一部を第三者に委託する場合、事前に福岡県と協議の上、書面による承諾を得なければならない。

(7) 個人情報保護及び守秘義務

受託者が業務遂行上個人情報を取り扱う場合には、福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年福岡県条例第43号）その他関連規程に基づき、十分に留意の上適正に取扱わなければならない。

実施事業者は、業務遂行上知り得た秘密を他に漏らし、又は、自己の利益のために利用してはならない。また、業務終了後も同様とする。

9 その他

- (1) 企画提案書の作成・提出や選考委員会への参加、その他の企画提案に要する経費については、応募者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は、採用の有無によらず返却しない。
- (3) 提出された企画提案書は、受託予定者の選定と仕様書の確定のみに使用する。
- (4) 各種書類に虚偽の記載をした事業者の応募は無効とする。

10 問い合わせ先

郵便番号：812-8577

住所：福岡市博多区東公園7-7

所属（担当）：福岡県 環境部 環境保全課 地球温暖化対策係（吉良^{きら}）

T E L：092-643-3356

F A X：092-643-3849

M A I L：chikyu@pref.fukuoka.lg.jp